

## 議案第77号

杉並区心身障害者福祉手当条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区心身障害者福祉手当条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区心身障害者福祉手当条例（昭和47年杉並区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第2条 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第3条 杉並区難病患者福祉手当条例（昭和52年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第4条 杉並区児童育成手当条例（昭和46年杉並区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第5条 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年杉並区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区心身障害者福祉手当条例第3条第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例第

- 3 条第 2 項第 1 号の規定は、平成 3 1 年 9 月 1 日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 第 3 条の規定による改正後の杉並区難病患者福祉手当条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定は、平成 3 1 年 8 月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年 7 月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 第 4 条の規定による改正後の杉並区児童育成手当条例第 4 条第 2 項第 1 号の規定は、平成 3 1 年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年 5 月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
- 6 第 5 条の規定による改正後の杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号の規定は、平成 3 2 年 1 月 1 日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(提案理由)

所得税法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

## 杉並区心身障害者福祉手当条例等の一部を改正する条例新旧対照表

## 第1条による改正（杉並区心身障害者福祉手当条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(受給資格)	(受給資格)
第3条 略	第3条 略
2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。	2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。
(1) 心身障害者（20歳未満の者を除く。）又は保護者の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する <u>同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。</u>	(1) 心身障害者（20歳未満の者を除く。）又は保護者の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する <u>控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。</u>
(2)及び(3) 略	(2)及び(3) 略
3 略	3 略

## 第2条による改正（杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(対象者)	(対象者)
第3条 略	第3条 略
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める期間は、対象者とし	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める期間は、対象者とし

ない。

(1) 所得（20歳未満の者の場合に  
あつては、その者に係る国民健康保  
険法による世帯主又は組合員その他  
規則で定める者（以下「世帯主等」  
という。）があるときは当該世帯主  
等の所得とし、その者に係る世帯主  
等がない場合（その者が世帯主等で  
ある場合を除く。）において主とし  
てその者の生計を維持する扶養義務  
者（民法（明治29年法律第89号）  
に定める扶養義務者をいう。以下  
同じ。）があるときは当該扶養義務  
者の所得とする。）が、所得税法  
（昭和40年法律第33号）に規定  
する同一生計配偶者及び扶養親族の  
有無及び数に応じて、規則で定める  
額を超える者 当該所得のあつた年  
の翌年の9月1日から1年間

(2)～(6) 略

3 略

ない。

(1) 所得（20歳未満の者の場合に  
あつては、その者に係る国民健康保  
険法による世帯主又は組合員その他  
規則で定める者（以下「世帯主等」  
という。）があるときは当該世帯主  
等の所得とし、その者に係る世帯主  
等がない場合（その者が世帯主等で  
ある場合を除く。）において主とし  
てその者の生計を維持する扶養義務  
者（民法（明治29年法律第89号）  
に定める扶養義務者をいう。以下  
同じ。）があるときは当該扶養義務  
者の所得とする。）が、所得税法  
（昭和40年法律第33号）に規定  
する控除対象配偶者及び扶養親族の  
有無及び数に応じて、規則で定める  
額を超える者 当該所得のあつた年  
の翌年の9月1日から1年間

(2)～(6) 略

3 略

第3条による改正（杉並区難病患者福祉手当条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(支給要件) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、手当は、 次の各号のいずれかに該当するとき	(支給要件) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、手当は、 次の各号のいずれかに該当するとき

は、支給しない。

(1) 難病患者（20歳未満の者を除く。）又は保護者の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。

(2)～(4) 略

3 略

は、支給しない。

(1) 難病患者（20歳未満の者を除く。）又は保護者の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。

(2)～(4) 略

3 略

第4条による改正（杉並区児童育成手当条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(支給要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童育成手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同生計配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童育成手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で</p>

当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2)及び(3) 略

当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2)及び(3) 略

第5条による改正（杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(所得の制限) 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1) ひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する <u>同一生計配偶者</u> 及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上である場合の前条第1項第1号及び第2号に掲げる者。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父か	(所得の制限) 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1) ひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する <u>控除対象配偶者</u> 及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上である場合の前条第1項第1号及び第2号に掲げる者。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父か

ら当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

(2) 略

2及び3 略

ら当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

(2) 略

2及び3 略